

委 託 契 約 書 (案)

長野県将来世代応援県民会議会長 阿部守一（以下「委託者」という。）と〇〇〇〇（以下「受託者」という。）は、次の条項により、市町村版の「ながのイクメン手帳」の制作業務に関する委託契約を締結する。

（総則）

第1条 委託者と受託者両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（秘密の保持）

第1条の2 受託者は、本契約の履行に際し知り得た委託者の業務上の秘密を第三者に漏らしてはならない。また、この契約の終了後においても同様とする。

（委託業務）

第2条 委託業務の名称及び内容は、次のとおりとする。

- (1) 業務の名称 市町村版の「ながのイクメン手帳」の制作業務
- (2) 業務の内容 市町村版の「ながのイクメン手帳」の制作業務委託仕様書（案）（以下「仕様書」という。）のとおりに

（履行期間）

第3条 委託業務の履行期間は、令和3年〇〇月〇〇日から令和4年3月11日までとする。

（委託料）

第4条 契約料は、〇〇〇〇〇〇〇円から広告収入等を控除した金額とし、0円とする。

（契約保証金）

第5条 契約保証金は、0円とする。

（委託業務の処理方法等）

第6条 受託者は、別添の仕様書に基づき委託業務を実施しなければならない。

- 2 受託者は、仕様書に定めのない事項については、委託者の指示を受け委託業務を実施しなければならない。
- 3 受託者は、委託業務を開始したとき又は業務実施代理人を定めたときは、その旨を委託者に届出なければならない。
- 4 受託者は、委託者から請求があったときは、委託業務の進捗状況について委託者に報告しなければならない。

（業務完了報告及び検査）

第7条 受託者は、委託業務完了後10日以内に完了報告書及び仕様書に定める成果品を委託者に提出しなければならない。

- 2 委託者は、前項の報告書の提出があったときは、10日以内に受託者の立ち会いの上でその検査を行い、合格したときは引渡しを受けるものとする。
- 3 受託者は、前項の規定による検査の結果不合格となったときは、委託者の指定する日までに補正して提出し、再度検査を受けなければならない。
- 4 前2項の規定による検査に直接要する費用は受託者の負担とする。

（危険負担）

第8条 第7条の規定による引渡し前に、業務実施に伴う制（製）作物の亡失又はき損による損害は、受託者の負担とする。ただし、その損害のうち委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、委託者の負担とする。

（権利義務の譲渡、承継）

第9条 受託者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、委託者が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りでないものとする。

（再委託の制限）

第10条 受託者は、効果の飛躍的な向上が見込める場合は、業務の一部を再委託することが可能であるが、その際はあらかじめ委託者の承諾を得なければならない。ただし、業務の全部又はその主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

（契約内容の変更）

第11条 委託者は、必要があると認めるときは、委託業務内容を変更することができる。

2 前項の場合、委託者と受託者が協議の上、委託料、履行期間その他の契約内容を変更するものとする。

3 委託者は、第1項の変更により受託者に損害を与えたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（契約解除）

第12条 委託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができるものとする。

(1) 受託者が、第3条に規定する期間内に委託業務を完了しないとき又は完了することができないことが明らかと認められるとき。

(2) 受託者が暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者（以下「暴力団等」という。）に該当する旨の通報を警察当局から委託者が受けたとき。

(3) 前各号の場合のほか、受託者がこの契約に違反したとき。ただし、違反の内容が軽微であるときは、この限りでない。

（談合その他の不正行為による解除）

第12条の2 委託者は、受託者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、受託者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項の規定により措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は第7条の2第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。

(2) 受託者（受託者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条の規定に該当し、刑が確定したとき。

（再委託契約に関する契約解除）

第12条の3 委託者は、この契約の受任者（再委託以降の全ての受任者を含む。）が暴力団等に該当する旨の通報を警察当局から受けた場合、受託者に対して再委託契約の解除を求めることができる。

2 委託者は、受託者が前項の規定に従わなかった場合、この契約を解除することができる。

(債務不履行の損害賠償)

第13条 受託者は、その責に帰すべき事由により、第3条に規定する期間内に業務を完了しないとき又は第7条第1項に規定する期限までに業務完了報告書(成果品)を提出しないときは、当該期限の翌日から業務を完了した日又は業務完了報告書(成果品)を提出した日までの日数に応じ、第4条に規定する広告収入等を控除する前の金額に対し年2.6%の割合で計算した額の遅延損害金を委託者に支払わなければならない。

2 受託者は、第9条の場合において、委託者に損害を与えたときは、その損害に相当する額を損害賠償として委託者に支払わなければならない。

3 受託者は、評価によって生じるいかなる損害に対しても責任を負うことは無い。

4 受託者は、第1項の場合において、委託者の受けた損害が同項に規定する遅延損害金の額を超えるときは、その超える額についても委託者に支払わなければならない。

(暴力団等からの不当介入に対する報告及び届出の義務)

第14条 受託者は、当該契約に係る業務の遂行に当たり暴力団等から不当な要求を受けたときは、遅滞なく委託者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

(疑義の解決)

第15条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、委託者と受託者が協議して定めるものとする。

(個人情報の保護)

第16条 受託者は、この契約により業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護のために別紙に掲げる事項を遵守しなければならない。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、委託者と受託者が両者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和3年 月 日

委託者 住 所 長野県長野市大字南長野字幅下 692-2
職・氏名 長野県将来世代応援県民会議
会長 阿部 守一 印

受託者 住 所 ○○○○
法人名 ○○○○
代表者職・氏名 ○○○○長 ○○○○ 印

別紙

個人情報取扱注意事項

- 第1 受託者は、この契約による業務を実施するに当たって、個人情報を取り扱う際には、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。
- 第2 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。
- 2 受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を、他に漏らさないよう対処しなければならない。
- 3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。
- 第3 受託者は、この契約により取り扱う個人情報の漏えい、滅失又はき損等の防止に必要な安全管理措置を講じなければならない。
- 第4 受託者は、使用者に対して、第2の秘密保持について徹底して指導しなければならない。
- 2 受託者は、使用者の退任、退職後の行為も含めて責任を負わなければならない。
- 第5 受託者は、個人情報を取り扱う業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- 第6 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、この契約による業務以外の目的で複写し、又は複製をしてはならない。
- 第7 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。
- 第8 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等（複写、複製したものを含む。）を、業務完了後すみやかに委託者に返還又は消去するものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、その方法によるものとする。
- 第9 委託者は、定期的又は必要と認めたとき、受託者の事業所に立ち入り、個人情報保護に関する監査又は受託者に対して報告を求めることができる。
- 第10 受託者は、個人情報取扱注意事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。
- 第11 委託者は、受託者が個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。損害賠償の額は、委託者と受託者と協議の上、別に定める。

(様式第1号)

市町村版の「ながのイクメン手帳」の制作業務完了報告書

令和 年 月 日

長野県将来世代応援県民会議
会長 阿部 守一 様

(住所)
(法人名)
代表者名

令和 年 月 日付けの委託契約により実施した、市町村版の「ながのイクメン手帳」の制作業務が完了したので、委託契約書第7条の規定により関係書類を添えて報告します。

業務内容 : 市町村版の「ながのイクメン手帳」の制作業務委託仕様書のとおり

契約金額 : 金 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額は、 円)

(添付書類)

- ・各市町村版の「ながのイクメン手帳」
- ・業務の実施に要した経費の内訳書
- ・その他、成果品として認められるもの